

田村市子育て応援券取扱店募集要項

1 応援券の概要

- (1) 趣旨 子育て世代の経済的負担の軽減及び出産の奨励、市内経済の活性化を目的とした田村市子育て応援券（以下「応援券」という。）を出生時に3万円分、1歳の時に3万円分交付するものです。さらに第3子以降が出生した世帯には、2歳の時に10万円分の応援券を交付します。
- (2) 交付対象者 田村市に住民登録がある平成30年4月1日以降に出生した児童と同居する保護者
- (3) 交付額 ①出生児応援券 30,000円（応援券1,000円×10枚綴り×3セット）
②1歳児応援券 30,000円（応援券1,000円×10枚綴り×3セット）
③2歳児応援券 100,000円（応援券1,000円×10枚綴り×10セット）※第3子以降のみ
- (4) 応援券利用期間 応援券発行月から1年間（応援券に記載します。）

2 取扱店の資格基準

- (1) 田村市内において営業する事業所または店舗であること。（商工会未加入事業者も登録可能）
- (2) 同一事業者で複数店舗がある場合は、店舗ごとに申請すること。
- (3) 政治的・宗教的活動をしている団体ではないこと。また、公序良俗に反する者ではないこと。
- (4) 風俗営業者等で、本事業の趣旨に沿わない業種や反社会的勢力との関係を有する者でないこと。

3 取扱店登録手続

- (1) 登録申請
応援券取扱店登録申込書（別紙1）に必要事項を記入のうえ、こども未来課または田村市内各商工会（以下「申請窓口」という。）へ提出してください。
なお、取扱店登録の手続きを一度していただければ、年度ごとの申請や更新の手続きは必要ありません。
- (2) 登録内容の変更
登録内容の変更をする場合は、**応援券取扱店登録変更届（別紙2）**を申請窓口へ提出してください。
- (3) 登録の廃止
取扱店登録の廃止を希望する場合は、**応援券取扱店廃止届（別紙3）**を申請窓口へ提出してください。
- (4) 登録通知
登録受付審査後に、応援券取扱店証、取扱店ステッカー等の各書類を送付します。
※取扱店のステッカーは、利用者から見えやすい場所に掲示してください。
- (5) 申請受付期間
随時、申請を受け付けております。
午前9時から午後5時まで ※土日及び祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く。
- (6) 提出先

名 称	電話番号	郵便番号	所 在 地
市役所こども未来課	0247-82-1000	963-4393	田村市船引町船引字畑添 76 番地 2
滝根町商工会	0247-78-2033	963-3602	田村市滝根町神俣字梵天川 398 番地
大越町商工会	0247-79-2555	963-4111	田村市大越町上大越字元池 197 番地 1
都路町商工会	0247-75-2497	963-4701	田村市都路町古道字戸屋 70 番地
常葉町商工会	0247-77-2019	963-4602	田村市常葉町常葉字上町 62 番地 3
船引町商工会	0247-82-4264	963-4312	田村市船引町船引字上中田 17 番地 1

4 換金手続

(1) 換金窓口

使用済応援券の換金は、福島さくら農業協同組合の田村市内各支店で行います。

(2) 受付日・時間及び換金方法

換金の受付日は、毎週木曜日の午前9時から午後2時までとし、当日現金の換金となります。

※木曜日が祝日の場合は、その週の換金はできませんので予めご了承ください。

(3) 換金時の注意事項

①使用済応援券は、裏面に取扱店と応援券の利用日を必ず記入してください。記入のない場合は換金できませんのでご注意ください。

②換金の際は、**換金申込書（別紙4）**に換金申込枚数と換金支払額を記入してください。

③換金は、応援券の利用を受け付けた日から2か月以内に行ってください。

④換金は、当日現金の支払いになります。

5 応援券の利用対象とならないもの

(1) 国、地方公共団体及び、その他公共料金に対する支払（税金、電気、ガス、水道料など）

(2) 有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

(3) 鉄道・バスなどの公共交通乗車券

(4) 現金と換金、金融機関への預け入れ

(5) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

(6) 酒税法（昭和28年法律第6号）第2条及び第3条に規定する酒類の購入

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払

(8) 事業所の事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入

(9) 土地・建物購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に係る支払

(10) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

6 応援券取扱上の注意

(1) 応援券額面に利用が満たない場合でも釣銭は出さない。

(2) 利用期限を過ぎた応援券は受け取らない。

(3) 既に裏面に取扱店名が記入・押印されている応援券は受け取らない。

(4) 紙質が違うなど偽造された応援券と判別できる場合は、応援券の受け取りを拒否するとともに、速やかに田村市役所こども未来課へ報告する。

(5) 応援券の紛失や盗難等による損失は、取扱事業者の責務とする。

7 お問い合わせ先

〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76番地2

田村市役所こども未来課 Tel 0247-82-1000 E-mail : kodomo@city.tamura.lg.jp